柏市立こどもルーム入所基準点数表(令和6年度用)

入所の審査方法

申請書類の提出 (入所要件及び必要な書類 が全て揃っていること)

入所審查

「<u>学年</u>」,「<u>総合点数</u>」,「<u>世帯状況</u>」 から勘案し,優先順位を決定する。

入所決定 優先順位の高い児童か ら入所許可決定。

総合点数=基準点数(表1)+調整点数(表2)

- ※基準点数は表1から父母それぞれの点数を算出し合算する。 ※調整点数は表2に該当する調整点数を算出し合算する。

例: 父が180時間の就労、母が月64時間以上70時間未満の就労、新規入所申請児童が2人いる場合 「父30点(表1)」+「母18点(表1)」+「サ3点(表2)」=51点(総合点数)

+ ** - * + /- * - - + v - + 7 12 A (1 = 1 + 1 , - + *)

≖ □		<u> </u>						
番号	類型	細目						
	就労	会社員等自営	月160時	30				
			月140時間以上160時間未満の就労を常態					
			月120時間以上140時間未満の就労を常態					
			月100時間以上120時間未満の就労を常態					
			月80時間	22				
			月70時間	20				
			月64時間	18				
		自営 (協力者)	月160時	24				
1			月140時間以上160時間未満の就労を常態					
			月120時間以上140時間未満の就労を常態				20	
			月100時間以上120時間未満の就労を常態				18	
			月80時間	16				
			月64時間	14				
		育児休業・病気休業等から復職予定					就労予定 での点数	
2	出産	出産予定月	月とその前	後2ヶ月				
			概ね1ヶ月以上の入院を要する					
			概ね1ヶ月	!以上のノ	\院を要す	る	30	
			概ね1ヶ月	り以上のグ		る 音保健福祉手帳1~2級	30 30	
			概ね1ヶ月		精神障害者			
		疾病	自宅内		精神障害者	6保健福祉手帳1~2級 6保健福祉手帳3級程度	30 27 22	
		疾病		精神性	精神障害者精神障害者上記以外の常時病臥ま	6保健福祉手帳1~2級 6保健福祉手帳3級程度 D程度 たにはそれに準ずる状態	30 27 22 30	
	疾病	疾病	自宅内	精神性	精神障害者 精神障害者 上記以外の 常時病臥ま 安静を要す	音保健福祉手帳1~2級 音保健福祉手帳3級程度 D程度 をたはそれに準ずる状態 る常態(常時病臥を除く)	30 27 22 30 20	
3	•	疾病	自宅内	精神性	精神障害者 精神障害者 上記以外の 常時病臥ま 安静を要す 通院加療の	音保健福祉手帳1~2級 音保健福祉手帳3級程度 D程度 たはそれに準ずる状態 る常態(常時病臥を除く) Oため保育に当たれない	30 27 22 30 20 15	
3	疾病 - 障がい	疾病	自宅内療養	精神性一般療養者手帳	精神障害者 精神障害者 上記以外の 常時病取動 安静を要す 通院加障害者 身体障害者	音保健福祉手帳1~2級 音保健福祉手帳3級程度 D程度 をたはそれに準ずる状態 る常態(常時病臥を除く)	30 27 22 30 20 15 30	
3	•		自宅内療養	精神性 一般療養 者診断を	精神障害者 精神障害者 上記時病を 安静を 事務を 身体障 身体障 身体 身体 身体 り り り り り り り り り り り り り り り	音保健福祉手帳1~2級 音保健福祉手帳3級程度 D程度 たはそれに準ずる状態 る常態(常時病臥を除く) Dため保育に当たれない 管障害程度等級1~2級	30 27 22 30 20 15 30 24	
3	•	疾病	自宅内 療養 身体障害 の交付	精神性 一般療養 者診断を	精神障害者 精神障害者 上記以外の 常時病取 安静を要療の 身体障害者 み)	音保健福祉手帳1~2級 音保健福祉手帳3級程度 D程度 たはそれに準ずる状態 る常態(常時病臥を除く) Dため保育に当たれない 音障害程度等級1~2級 音障害程度等級3級又は4級(視覚障害の 音障害程度等級4級(視覚障害を除く)又は	30 27 22 30 20 15 30 24	
3	•		自宅内 療養 身体障害 の交付	精神性養・一般・手診・一の交付を	精神障害者 精神障害者 上記時病を 安静を 事務を 身体体 身体体障 身体体 り体を りを りを りを りを りを りを りを りを りを りる りを りる りる りる りる りる りる りる りる りる りる りる りる りる	音保健福祉手帳1~2級 音保健福祉手帳3級程度 D程度 たはそれに準ずる状態 る常態(常時病臥を除く) Dため保育に当たれない 音障害程度等級1~2級 音障害程度等級3級又は4級(視覚障害の	30 27 22 30 20 15 30 24	

柏市立こどもルーム入所基準点数表(令和6年度用)

番号	保育を必要とする事由				
	類型	細目			
	介護	施設通院 看護及び介護を常態(週5日程度)とする	25		
4	•	自宅内 看護及び介護を常態(週5日程度)とする	24		
	看護	上記以外 上記以外(診断書等による)で必要とする場合	14		
5	災害復旧	火災などによる家屋の損傷, その他の災害復旧のため保育に当たれない場合	30		
6	求職活動	就労証明書の未提出			
	等	求職活動中	6		
		月160時間以上の就学を常態	25		
		月140時間以上160時間未満の就学を常態	23		
7	就学	月120時間以上140時間未満の就学を常態			
'	職業訓練	月100時間以上120時間未満の就学を常態			
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	月80時間以上100時間未満の就学を常態	17		
		月64時間以上80時間未満の就学を常態	15		

表2:調整点数表(複数に該当する場合はそれぞれを加減した点数)

表2:調整点数表(複数に該当する場合はそれぞれを加減した点数)					
区分	調整の対象となる家庭状況	調整点数			
ア	母子・父子世帯(戸籍謄本又は離婚受理証明書による親権者の証明が必要)	10			
1	父母ともに失踪・死亡しているとき	12			
ウ	母子・父子世帯に準ずる世帯(離婚調停中かつ別居、失踪、行方不明、拘禁)	7			
エ	父又は母が不存在であるとき	30			
才	母子・父子世帯(準ずる世帯を含む)の保護者が求職活動中であるとき	2			
カ	生活保護法による生活扶助を受けている	2			
+	保護者, 同居世帯員の障害者手帳等の写しが提出されているとき	1			
ク	こどもルーム指導員として市内こどもルームに勤務することが、就労証明書等により明らかなとき	20			
ケ	保育士・保育教諭又は幼稚園教諭として市内の認可を受けた施設等又は市内の幼稚園に勤務することが、就労証明書等により明らかなとき	20			
П	既に兄弟姉妹が入所中であり、その兄弟姉妹を新規で申請する	5			
サ	新規入所申請児童が2人以上いる	3			
シ	勤務の都合で父母の一方が単身赴任しているとき	2			
ス	申告のあった保育を必要とする事由(就労の日数や時間・場所等)に対して、実態(就労実績や就労先、退職後2週間以内の申告がなかった等)に整合性がないことが過去に明らかになった場合	-14			
セ	未納の保育料があるとき(申請児童以外の未納分がある場合も含む)	-20			
ソ	児童福祉上の観点から、特別に調整が必要と認められる場合	15			
タ	お迎え遅れが顕著であるとき	-10			
*Z\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	「ノ「宀」のいずゎかに試坐すて担合は「T」が同味に加まされます				

※「ア」「イ」「ウ」のいずれかに該当する場合は、「エ」が同時に加点されます。

問い合わせ先

〒277-0005 柏市柏255 柏市役所 分庁舎1 1階 柏市 こども部 学童保育課 LE:04-7167-1294